不審者対応マニュアル

特定非営利活動法人 おきえらぶ子どもリハビリサポートセンター

児童発達支援事業所 ぽてと

放課後等デイサービス ぽてと

目 次

序論

本論

- 1 対応マニュアル作成
- 2 防犯体制の確立
 - (1) 対応マニュアルの活用
 - (2) 防犯責任者の指定
 - (3) 施設と防犯設備の点検と整備の取りまとめ
 - (4) 職員に対する指導と訓練
 - (5) 避難訓練の実施
 - (6) 警察等の関係機関や地域社会との連携、 防犯情報の収集 •
- 3 防犯を意識した日頃からの対応
 - (1)巡回
 - (2)不審者の目安
 - (3)来訪者のチェック
 - (4) 通所時の安全確保
- 4 不審者への対応方法
 - (1)不審者情報がある場合
 - (2) 園内での不審者への対応.
 - (3) 園外活動時の不審者への対応
 - (4)刃物や銃を突きつけられたとき
 - (5)不審者が逃走したとき
- 5 安否確認と関係者・関係機関への連絡
- 6 緊急連絡(警察・救急)の要領
- 7 チェックリスト

序論

1 本書の位置づけ

児童発達支援事業所ぽてと及び放課後等デイサービスぽてと(以下、ぽてと)は、 保護者による送迎など人の出入りのある施設であり、近年では、地域の子育て力の向 上への貢献など、地域に開かれた施設としての役割も求められています。

一方で、多くの児童が通所する施設であることから、外部からの不審者の侵入防止のための措置や訓練など、不測の事態に備えた必要な対応を図っておくことが重要です。

本マニュアルは、ぽてとの不審者対応マニュアルで、不測の事態の際に参考とする ための「手引き」です。

本論

対応マニュアルの作成

児童福祉施設等においては、何よりも児童の安全確保が最優先されなければなりません。そのためには、施設において、不審者の侵入を予防し、不審者が現れた場合に適切に対応するための方策と行動基準を対応マニュアルに定める必要があります。そして、あらゆる緊急事態を想定し、早期に危険を発見し、管理者を中心としてすばやく対応できる危機管理体制を日ごろから確立しておきましよう。また、児童、保護者や家族、警察等の関係機関や地域社会と連携体制を確保することも重要です。

2 防犯体制の確立

(1)対応マニュアルの活用

- ①対応マニュアルは、施設内の見やすい場所へ掲示するとともに職員が十分に 理解するよう徹底する。
- ②対応マニュアルは、実効性が高まるよう、職員に対する指導と訓練などを通じて、随時、修正を加える。

(2)防犯責任者の指定

管理者を防犯責任者として指名し、防犯責任者又は防犯責任者が任命した職員は、次のような業務を日常的、継続的なものとして行います。

- (1)施設と防犯設備の点検と整備の取りまとめ
- ②職員に対する指導と訓練
- ③避難訓練の実施
- ④警察等の関係機関や地域社会との連携、防犯情報の収集

(3)施設と防犯設備の点検と整備の取りまとめ

①施設と防犯設備は、日常のメンテナンスを継続することと現状を維持することが重要であり、サスマタの位置や門扉の鍵を定期的に点検する。

(4)職員に対する指導と訓練

- ①施設の安全管理について、職員会議で定期的に取り上げるなど、職員間での 情報交換や共通理解を図る。
- ②児童の安全確保について、相互の協力体制のもと、被害の防止と被害が発生 した場合の対応にあたる。
- ③職員に対して、次のような事項に関する指導と訓練を反復して行う。
 - i防犯を意識した日頃からの対応
 - ii 不審者への対応方法
 - iii 安否確認と関係者・関係機関への連絡
 - iv緊急連絡(警察・救急)の要領

(5)避難訓練の実施

- ①被害発生時に混乱することなく、スムーズに避難できるよう、児童を含めて の避難訓練を反復して行う。
 - ※屋内階段や屋外階段での避難に当たって、安全管理に努めること。
- ②避難にあたって、パニックを防止するため、予め次に掲ける措置を講じておく。
 - i 避難計画をたて、関係者全員に周知し、それに基づいて訓練を行い、その都 度内容を修正する。
 - ii 避難経路(複数)を明確にしておく。
 - iii 避難誘導のための補助者を指定しておく。
 - iv避難先(複数)を決め、その安全を確認しておく。
- (6) 警察等の関係機関や地域社会との連携、防犯情報の収集
 - ①警察へは、施設周辺の巡回や施設への定期的な立寄り、防犯に関する情報提供などについて協力を依頼する。
 - ②郵便局や宅配業者などへは、不審者を発見した場合の通報などについて協力を依頼する。
 - ③市町村、県のほか、地域の団体などとは、普段から情報を共有し、不審者の侵 人の予防と被害発生時の対応に協力を得られるよう連携を図る。
 - ④休日、夜間、早朝の時間帯においても、連携が手薄になったりしないよう緊 急連絡網や応援体制を整える。

緊急連絡網は別紙参照

3 防犯を意識した日頃からの対応

(1)巡回

施設の内外を巡回するほか、業務の合間には周辺に注意を払って、不審者がいないか確認することを習慣付けましょう。

(2)不審者の目安

- ①施設周辺に長時間にわたって駐車している車に乗っている人
- ②施設周辺を徘徊する人
- ③物陰などから施設の様子をうかがっている人
- ④ヘルメット、マスク、帽子などで顔を隠している人
- ⑤不自然なものを持っていたり、何かを隠し持っている様子の人

(3) 来訪者のチェック

①常時、来訪者をチェックできるよう、できるだけ事務室には職員が常駐して おく。

不在になるときは出人口を施錠する。(普段利用する出入口はできるだけ少なくするとともに、事務室など職員が常駐する場所から見えるところに限定する。)

②来訪者には必ず声をかけ、事務室でチェックイン(氏名、連絡先、用件などの聞き取り)をしてもらう。

4 通所時の安全確保

- ①通所の経路上にある危険箇所、不審者などが潜みやすい箇所をきめ細かく把握し、児童と保護者等へ注意喚起する。
- ②児童が通所の途中で不審者に遭遇したり被害にあった場合に、「こども110番の家」等に緊急避難できるよう児童や保護者等に場所を周知する。

4 不審者への対応方法

(1)不審者情報がある場合

- ①関係機関等から不審者等が出没するとの情報が寄せられた場合には次のように対応する。
 - i職員間による状況認識の一致を図る。
 - ii 児童、保護者や家族に対して、状況を説明し、児童だけで過ごしたり、不用意に施設内から出ないよう、注意喚起する。
 - iii 警察に対して、巡回の強化を要請する。
 - iv速やかに関係する地域の施設等に情報提供し、注意喚起する。

(2)ぽてとでの不審者への対応

①不審者への対応は、必ず 2 人以上で行うようにし、挨拶、用件の確認を行いながら不審者に気付かれないように、直ちに 1 1 0 番通報を行う。その際には、刃物に対応できるように、本等を持って対応することも考慮する。

- なお、1 人の場合には、不審者とは適当な距離を保ちながら、刺激しないよう声をかけ、他の職員が来るのを待つ。
- ②他の職員や警察官が来るまでに時間がかかるような場合は、不審者の様子を 見ながら事務室や施設外へ誘導して、児童に近づかせないようにする。
- ③近くに入所児童がいる場合は、不審者を刺激しないよう、職員相互で合言葉「みつばちが来ました」を使うなどして、児童を避難させ、侵入経路を封鎖、施錠する。
- ④これらの対応はいなかる場合であっても児童の安全確保を最優先することを 念頭において行わなければならない。
- ⑤児童のそばを離れず、児童の安全を優先する。
- ⑥児童が不安にならないように冷静にふるまう。

(3)屋外活動時の不審者への対応

- ①外出時には携帯電話を持つ。
- ②職員の下に児童を集め、児童の安全を確保し、人数を確認する。
- ③状況を判断し、児童を避難させることを優先する。
- ④不審者を刺激しないようにする。(さすまたは不審者を刺激するので、事務 所内などで構えて待機する)
- ⑤必要により、周囲の人に応援を求める。
- 6110番通報する。

(4) 刃物や銃を突きつけられたとき

- ①近くに利用児童がおらず、その場から逃げ出すことができそうな場合は、 「火事だ」と大声を出したりして異常を知らせる。
- ※「火事だ」と叫ぶと、人は火元を確認するため外を見るので、即座に異常を 感じ、応援や迅速な対応を期待できます。
- ②近くに入所児童がいる場合、その場から逃げ出すことができない場合、及び 逃げ出すとかえって危険と感じる場合は、むやみに抵抗したり、不審者を刺激 したりせず、すきを見て110番通報を行う。

(5)不審者が逃走したとき

- ①「火事だ」と大声を出したりして異常を知らせるが、基本的には不審者を 刺激しないようにする。
- ②深追いはせずに、不審者の逃走の方法と方向を確認して、直ちに、110番通報を行う。

5 安否確認と関係者・関係機関への連絡

①負傷者や極度の興奮状態にあったり精神的なダメージを受けている人がいる場合は、1 1 9 番通報を行い、その救護を最優先する。また、負傷者等の収容先や容態について、情報収集する。

- ②情報や職員の対応が錯綜することのないよう、防犯責任者等の一元的な指揮 のもとで、施設内外をくまなく巡回し、すべての児童と職員の安否を確認 し、負傷者や被害の状況を把握する。
- ③知名町は子育て支援課へ、和泊町は保健福祉課へ連絡する。
- ④児童の保護者や家族へ、事件があったことを連絡する。

6 緊急連絡(警察・救急)の要領

〈110番通報の要領〉

- 事件の種類・不審者の侵入です。
- 状況 •
- 中に入ろうとしてます/OOにいます/逃げました
- ・場所・・住所は下平川小学校横の、ぽてとです。

旧下平川幼稚園です。

不審者の特徴・・〇〇代の男性(女性)です。

身長は、Ocm 程度です。

体格は、太ってます/普通/痩せてます。

髪型は〇〇で、〇色の服を着ています。

- 凶器を持っている
- 〇〇を持っています。
- ・逃走した場合・・逃走の方法は車(バイク、自転車、徒歩)で〇〇方向に 向かいました。

※車の車種、色、ナンバー

- 被害状況・・負傷者は〇人です。
- 诵報者 •
- 私は、ぽてとの xx です。

電話番号は、84-3867です。

※警察官が到着するまで電話は切らず、状況の変化を知らせる。ぽてとの玄関 に案内役を待機させておく。

また、警察官が来るまでは、現場に立ち入らず、現況のまま保存して おき、不審者の特徴や逃走の方法や方向、事件の経過などを記録しておく。

〈119番通報の要領〉

種類・教急です。

・場所・ ・住所は下平川小学校横の、ぽてとです。

旧下平川幼稚園です。

通報者・私は、ぽてとの××です。

電話番号は、84-3867です。

被害状況・負傷者はO人です。

負傷者の容態は〇〇の状態です。

※傷病者の状態を聞かれたら簡潔に伝える。

附則

この手順マニュアルは平成28年9月1日より施行する。

平成28年11月12日に改定。

平成30年9月1日に改定。

令和2年2月10日に改定。

◇ チェックリスト (「不審者への対応」)

	点検項目		備考
П	防犯責任者の指定等防犯体制を確立している。	責任者	内山
П	職員間の不審者対応についての共通理解と定期的な情報交換を行って いる。		
口	110番通報、119番通報の要領を作成している。		
ロ	避難訓練を含めた緊急時の対応についての訓練を行っている。		
口	緊急連絡網を作成している。		
口	警察、関係機関、地域と情報交換をして連携を取っている。		
П	施設の周辺道路に駐車している不審な車、バイク等に気をつけている。		
口	出入口等で来訪者の確認を行っている。		
口	施設内で出会う来訪者に対して、全職員が声かけをしている。		
口	児童に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設外活動に当たっての注 意事項を職員が指導している。		
口	施設外活動は、人目が多く、死角が少ない道を通っている。		
П	施設開放時は、保護者に対して児童から目を離さないよう注意喚起して いる。		
П	児童の送迎は原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底してい る。		
П	日頃から地域の安全に目を配り、危険箇所の把握に努めている。		
П	門扉は使用していない時はすべて閉まっている。		
口	門扉、フェンスや窓ガラスの破損、カギの破損箇所はない。		